

おおくま

2014年 6 月15日 お知らせ版

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場総務課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
FAX：0242-26-3794
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

高齢者在宅福祉サービスについて

平成26年度の大熊町高齢者在宅福祉サービスは下記の通りです。サービスの利用を希望される方は、大熊町役場会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所に備え付けの申請書により各出張所等に申請してください。申請用紙は大熊町役場ホームページからもダウンロードできます。

【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 福祉課

☎0120-26-3844（フリーダイヤル）

外出支援サービス

医療機関への送迎

利用範囲：会津若松市、いわき市

利用回数：月2回以内

◆対象

- ・介護認定2以上で、一般の交通手段が利用困難な方
- ・障害者手帳2級以上または療育手帳Aで、一般の交通手段が利用困難な方
- ・上記要件以外で、緊急に車いす等を使用しなければ移動できないと判断される方

*現在利用されている方は介護認定更新時から適用

◆利用条件

利用者の介助者が同乗する

◆利用料金

無料

配食サービス

高齢者世帯等に食事（弁当）を定期的に提供し、安否等の確認を行う

利用回数：1日1食 週6日6食以内

実施範囲：会津若松市、いわき市

◆対象

概ね65歳以上の方のみで生活している方または重度障害者（身体障害者手帳3級以上、療育手帳A）等で、利用が適当と認められる方

◆利用料金

200円/食

在宅老人介護用品給付事業

日常生活にて常時介護用品（おむつ）を必要とする方に介護用品（おむつ）購入費の一部を助成をする

◆対象

- ・概ね65歳以上の要介護3以上の認定を受けた在宅高齢者で、常時介護用品（おむつ）を必要とする方
- ・長期入院（3ヶ月以上）、施設入所（グループホーム等）となった場合は廃止する
- ・1ヶ月のうち2/3以上の入院、施設利用している場合は給付しない
- ・介護判定が軽減または自立排泄が困難な方で町長が認める特別な事由がある場合は、この限りではない

◆給付対象品目

紙おむつ、リハビリパンツ、尿取りパッド、手袋、清拭布の5品目

◆給付方法

介護用品給付券に領収書を添付し申請、5,000円を上限に償還払い

要介護高齢者介護慰労手当

要介護高齢者、認知高齢者を在宅で介護している方の慰労のための手当を支給

◆対象

要介護高齢者、認知高齢者を在宅で介護している方

*要介護高齢者とは要介護4以上、重度認知高齢者は要介護3以上でⅢa以上の者をいう

◆支給要件

- ・（要介護者は）6ヶ月以上町民であること
- ・介護者と生計同一であること（生計同一であることの証明書類等により確認）
- ・施設入所（グループホーム等）となった場合は停止または廃止する
- ・要介護者が2人以上の場合は介護度が重い高齢者、介護者が2人以上いる場合はいずれか1人に対して支給
- ・支給日前に実態調査による確認

◆支給額

1万円/月、年2回（7、12月）、基準日 毎月1日

緊急通報システム事業

一人暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や安否確認を行う

利用範囲：原則、福島県内

◆対象

概ね65歳以上又は重度身体障者等の独居世帯、高齢者のみの世帯

◆要件

1人以上の協力員確保

*協力員がいない場合は要相談

◆利用料金

原子力災害による避難中は免除

—中間貯蔵施設で住民説明会—

国が大熊町と双葉町に建設を要請している除染廃棄物の中間貯蔵施設に関する住民説明会が5月31日から6月15日まで、県内外で16回にわたって開かれました。国からは施設の安全性について、遮へい対策や災害対策を考慮した設計で、国が責任を持って管理・運営すること、除染土壌の輸送も安全に行う考えが示されました。用地補償や生活再建・地域振興策については主に以下の説明がありました。

◆損失補償の基本的考え方

- ・土地や移転する建物などの経済的な価値を個別に算定
- ・補償額の算定は不動産鑑定士など専門家の意見を踏まえて評価

◆損失補償の主な対象

- ・土地（売却合意時点の市場価格で補償）
①宅地②田畑③山林など
- ・建物の移転料など（建物や工作物を移転するのに要する費用や庭木、用材林などの立木などを補償）
①建物（家屋）②工作物、庭木などの立木③動産（動産の運搬費など）④移転雑費（建物の設計料や移転先選定のための休業補償など）

◆補償のポイント

- ・帰還困難区域内の土地は現在使用できない状態だが、将来の避難指示解除と復旧・復興を見込み「将来使えるようになる土地の今現在の価格」として評価額を算定
- ・建物等の補償は売却合意時点で避難指示解除後に同様の建物等を再建築するものと想定した費用を算定。建物の状況は個別に算定。築年数や損壊状況などで補償額は異なる
- ・引越費用に加え、家具などの動産を避難指示解除時まで保管する倉庫代を補償

◆墓地、神社・仏閣

- ・地域の慣行に沿って改葬およびそれに伴う祭し料を補償
- ・既存墓地への移転、代替墓地を新設しての移転、墓地が存置されている間の墓参の確保など住民の意向と要望を踏まえ対応

◆土地の取り扱い

- ・賃貸借を含む様々な選択肢を、制度面や手続き面などから検討

- ・中間貯蔵施設の跡地利用は地元の意向が反映できる方策を検討

◆住民票

- ・土地が売却されても住民票はそのままにしておけないか政府内で検討

◆中間貯蔵後の最終処分に係る法制化

- ・（中間貯蔵施設を管理運営する）日本環境安全事業株式会社法に国の責務を明確に位置づけた上で、30年以内の県外最終処分を明確に規定
- ・ポリ塩化ビフェニル処理に実績のある同社が中間貯蔵に関する事業を行えるようにし、名称も「中間貯蔵」を位置づけたものに変更

◆生活再建

- ・中間貯蔵施設による影響を緩和する事業を実施するため、極めて自由度の高い交付金を措置。事業はふるさととの結びつきの維持や生活空間の維持・向上等に関する事業などが挙げられ、両町への直接交付を検討

◆帰還困難区域の今後の見通し

- ・帰還困難区域の除染モデル事業の結果を基に、今後の放射線量の見通しを試算中で、可能な部分から示す



補償のポイントなどを報告した住民説明会

福島県仮設住宅・借上げ住宅供与期間の延長について

福島県仮設住宅・借上げ住宅の供与期間については、平成27年3月31日で終了となっておりますが、平成28年3月31日まで1年間延長となりましたのでお知らせします。

なお、県外の借上げ住宅等については、福島県より期間延長措置の依頼をしているところではありますが、各都道府県の判断となりますので避難先の都道府県、または市町村にご確認ください。

自民・大島本部長が大川原視察

自民党の大島理森東日本大震災復興加速化本部長は6月2日、大熊町が復興拠点と位置付ける居住制限区域の大川原地区を視察しました。渡辺利綱町長が町の復興まちづくりビジョンに基づく大川原地区の整備構想について説明しました。大島本部長は中間貯蔵施設の整備計画などに触れ「今後1年は最も大事な時期。



大川原での復興構想について渡辺町長から説明を聞く大島本部長（左）

復興のため全力で頑張っしてほしい」と話しました。

渡辺町長は町の早期復興に関する4項目の要望書を、大島本部長に手渡しました。要旨は以下の通りです。

- 1・大川原地区の復興拠点、下野上地区の中心拠点整備を盛り込んだ復興まちづくりビジョンの実現へ、国が主導的な役割を担っていただきたい
- 2・帰還困難区域内にある中心拠点整備計画地400ヘクタールの除染を強力に進めていただきたい
- 3・インフラ復旧、除染、廃炉作業による交通量増加への対応や緊急時避難に備え、常磐自動車道に追加インターチェンジを設置していただきたい
- 4・窃盗犯による家屋損壊の修繕に対し、国の財政支援を検討していただきたい

案内

いわきで就職ガイダンス

いわき市は7月11日に一般求職者、UIJターン希望者、大学などを来春卒業予定の学生らを対象とした就職説明会「2014いわき市就職ガイダンス」を開きます。

日時

平成26年7月11日(金)

(就職セミナー)

午前10時30分～11時20分

(企業PR)

午前11時40分～午後0時50分

(合同企業説明会)

午後1時～4時

場所

いわきワシントンホテル椿山荘3階

対象

一般求職者、UIJターン希望者、平成27年3月大学等卒業予定者、平成24年3月以降大学等を卒業した未就職者

内容

就職セミナー、企業PR、市内企業との合同就職説明会、公共職業安定所による職業相談、洋服の青山・紳士服のユナイテッドによる就活服装ワンプイ

【お問い合わせ先】
いわき市商工労働課
0246(22)7478

【お問い合わせ先】
いわき市立保育所への
就労について

いわき市から、市内の保育所に就労できる保育士資格者の紹介依頼がありました。

同市には大熊町を含め2万人以上が避難生活をしており、保育所や幼稚園などにもお世話になっていますが、利用者が急増したため保育士の補充ができない状況にあり、子育て支援の上で深刻な状況になっています。保育所などの利用がしばらくなれば、避難民の生活にも支障が生じることから、保育士不足は同市だけでなく避難元市町村の問題でもあります。

つきましては市内の保育所に就労できる保育士資格のある方がおりましたら、ご連絡ください。なお、ご連絡後は同市に情報を提供し、具体的な就労条件や就労場所などを同市担当部署と直接協議することになります。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
福祉課

0120(26)3844
内線517
※申込期限は8月1日

多重債務相談窓口と
なりすまし詐欺防止
出前講座について

◆多重債務相談窓口◆
福島財務事務所では借金を抱えてお悩みの方からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。

◆相談窓口

福島財務事務所理財課

◆受付時間(平日)

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分(原則)

【お問い合わせ先】

024(533)0064

◆出前講座◆

また、福島財務事務所は「なりすまし詐欺」等の金融犯罪被害に巻き込まれないよう、日頃から注意していただきたい内容などを分かりやすく説明します。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

024(535)0303
(福島財務事務所理財課)

タブレット端末で タッチ式のゲームが利用できます

このたび、タブレット端末でタッチ式のゲームをすることで脳の活性化につながる「タッチでアタマの体操」を追加しました。7つのテーマで30近い課題を用意してありますのでさまざまな分野のゲームを楽しむことができます。

課題に回答することで画面をタッチする感覚も身に付き、高齢者の方にとっては問題を考えること自体が脳の活性化につながり物忘れ防止に高い効果が得られます。

タブレットのトップ画面で「その他」を選択して利用できますので、ぜひご利用願います。

《問題例》 積み木の数を数える



【お問い合わせ先】大熊町タブレット相談室

☎0800-800-0907 (フリーダイヤル)
受付時間 月～金 午前9時～午後5時

アイヌの方々からの 様々なご相談をお受けします

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でもご相談ください。

《相談専用電話》

アイヌの方々のための専用フリーダイヤル

☎0120-771-208

◆受付期間

～3月31日(火)

※日曜、祝日、8月10日～17日、12月27日～1月4日はお休み

◆時間

平日・土曜：午前10時～午後5時

●相談無料●匿名可●秘密厳守

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12
KDX芝大門ビル4階

平成26年度町県民税 課税に関するお知らせ

6月中旬に、平成26年度の町県民税の納税通知書をお送りします。今年度から10年間、復興財源確保のための税制措置として町民税・県民税の均等割が各500円引き上げられます。

なお、今年度も町条例による町県民税の減免措置を定めており、減免後の税額をお知らせします。納期は年に4回(6月・8月・10月・12月)ですので、期限内の納税にご協力をお願いします。

また、納税通知書の送付に伴い、平成26年度(平成25年分)の所得・課税証明書が発行可能となります。ただし、所得の申告をしていない方につきましては証明書の発行ができません。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 税務課

☎0120-26-3844 (フリーダイヤル)